

消防消第 122 号
消防予第 234 号
消防危第 119 号
令和 6 年 4 月 26 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁消防・救急課長
予 防 課 長
危険物保安室長
(公 印 省 略)

電気施設等における警防活動時等の留意事項について

令和 6 年 3 月 27 日、鹿児島県伊佐市において、メガソーラー発電施設に併設された大容量のリチウムイオン蓄電池設備のある建屋内での爆発により消防活動中の消防職員 4 名が負傷する事案が発生しました。

電気施設の火災は、感電危険や絶縁被覆等の燃焼による有毒ガスの発生など消火活動上の困難性・危険性が高く、安全管理上特段の注意を払う必要があります。

災害現場における安全管理については、「安全管理体制の整備について」（昭和 58 年 7 月 26 日付消防消第 90 号）及び「警防活動時等における安全管理マニュアル」（平成 28 年 3 月一部改正）等に基づき、その徹底を図っていただいているところですが、今回の事案の発生に鑑み、下記に示す電気施設火災において留意すべき事項について、各消防本部において安全管理体制を再点検するなど、安全管理の徹底を図るとともに、各種訓練や安全管理に関する教育に万全を期すようにしてください。

また、下記に示す蓄電池設備において火災予防上留意すべき事項についても、執務の参考にしていただき、施設関係者における適切な管理を徹底されるようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対してこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

加えて、経済産業省から電気設備の設置者に対しても、別添のとおり、「発電所等に施設される蓄電池設備の保安確保の徹底について」が発出されているので、火災予防の指導に当たり留意願います。

記

1 電気施設火災において留意すべき事項

- (1) 指揮者は、早期に関係者から、施設の構造、設備の位置、供（需）給電圧及び感電危険の有無等を確認し、活動の安全を確保する感電危険区域を設定する。
- (2) 指揮者は、感電防止のために、早期に施設関係者に電路遮断を依頼する。電路遮断前はむやみに進入しない。やむを得ず進入する場合は、万一に備え、電気事業者等に漏えい電流を検知させ、安全を確認してから進入する。
- (3) 放水は原則として電路遮断後とし、対象物から十分な安全距離をとり、噴霧注水とする。建物に放水した水が漏電経路となり、感電するおそれがあるので注意する。
- (4) 保護具（絶縁ゴム手袋等）を活用するときは、保護具の性能及びその劣化の状況を十分把握し、保護具を過信しない。
- (5) 電気施設内に進入する際は、必ず複数の隊員で行うものとし、呼吸保護具（空気呼吸器等）を着装し、命綱により身体を確保し、十分な照明を確保する。
- (6) リチウムイオン蓄電池等を用いた設備が設けられている場合は、火災時に当該蓄電池から、引火性液体である電解液や可燃性ガスが噴出し、爆発する危険性があることに留意する。
- (7) リチウムイオン蓄電池等を用いた設備での火災では、爆発等の危険を想定し、急な燃焼拡大等に対応可能な離隔距離をとって活動するものとする。また、当該蓄電池は筐体に覆われている場合があるため、当該蓄電池が発火している場合は、筐体に対して放水による冷却を行う。この場合、必要に応じて有毒ガス検知器による検知や送排風機等を活用して有毒ガスの拡散を行う。

2 蓄電池設備において火災予防上留意すべき事項

- (1) 一定規模以上の蓄電池設備については、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 5 条等に基づき、〇〇市（町・村）火災予防条例（例）（昭和 36 年 11 月 22 日付け自消甲予発第 73 号。以下「火災予防条例（例）」という。）第 13 条において、当該設備に必要な管理等の基準が定められるとともに、第 44 条において、当該設備の設置に当たって、管轄消防本部に対する設置の届出を求めているところである。

ついては、火災予防条例（例）第 44 条に基づく事業者等からの設置の届出の機会等をとらえ、施設関係者に対し、蓄電池設備の点検及び整備等の適切な管理を徹底されたい。

- (2) リチウムイオン蓄電池に用いられる電解液については、第四類第二石油類等の危険物が用いられている場合があることから、当該電解液量の総和が指定数量以上となるときは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 11 条第 1 項に基づく許可が必要となることに留意されたい。

3 関係資料

- ・「安全管理体制の整備について」（昭和 58 年 7 月 26 日付消防消第 90 号）
https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/kento251_07_sankousiryu2.pdf
- ・「警防活動時等における安全管理マニュアル」（平成 28 年 3 月一部改正）
https://internal.fdma.go.jp/hiyarihatto/juyo/anzenkanri_h28.html
- ・「太陽光発電システムを設置した一般住宅の火災における消防活動上の留意点等について」（平成 25 年 3 月 26 日事務連絡）
https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/tuchi2503/pdf/250326_jimurenraku.pdf

消防庁

消防・救急課

警防係 神戸・福山

職員第一係 小川・能登

TEL : 03-5253-7522

E-mail : keibou@ml.soumu.go.jp

予防課

予防係 泉・倉田

TEL : 03-5253-7523

E-mail : yobouka-y@ml.soumu.go.jp

危険物保安室

危険物指導調査係 馬場・長嶺

TEL : 03-5253-7524

E-mail : kikenbutsukiseijimu@ml.soumu.go.jp

令和6年4月26日

蓄電池設備の設置者各位
蓄電池設備の保安監督を行う電気主任技術者各位

経済産業省産業保安グループ
電 力 安 全 課

発電所等に施設される蓄電池設備の保安確保の徹底について

令和6年3月に、鹿児島県内の発電出力1000kWのメガソーラー発電所において、蓄電池設備が設置された建屋が全焼する火災事故が発生しました。当該事故の出火原因については、現在、調査が進められています。

一般に、蓄電池は過剰な電流が生じた場合等には温度が上昇し、発火につながる可能性があります。

そのため、蓄電池設備の設置者や電気主任技術者等の設備管理に携わる皆様におかれましては、蓄電池設備メーカーの協力を得て、設備の日常点検等の定期点検の際に、必要な点検を遺漏なく実施するとともに、点検を踏まえて更なる安全確認や部品交換等の必要が生じた場合には、確実に対応するなど、発電所等に施設される蓄電池設備の保安確保に十分留意し、取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、設備点検においては、例えば、結露や錆、異音や異臭の有無、充電部の埃等の蓄積、漏電や短絡、過充電や過放電、異常な温度上昇、蓄電池の容量低下の発生、温度上昇等を感知する保護装置の動作等を確認することが考えられます。また、蓄電池設備メーカーからは、設備の設置、点検方法に加えて、部品の推奨交換時期が示されている場合があります。こうした情報を参照しながら、適切な管理をお願いいたします。

総務省消防庁からも、蓄電池設備の保安に関連する情報が提供されています。最新の情報を参照しながら、保安の確保と関係法令の遵守に取り組んでいただきますようお願いいたします。